

令和3年度 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）開催要項

1. 目的

行動障がい有者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」有者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を目的とする。

2. 主催

島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 受講対象者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者で、障がい福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者とする。

4. 期日・会場・定員等

期日	会場	定員	申込〆切
令和3年9月28日(火)～29日(水)	朱鷺会館 (出雲市西新町2丁目2456-4)	64名	8月25日(水)

※定員超過の場合は申込書記載事項を基に調整させていただきます。ご了承ください。

5. 研修内容

別紙「日程表」参照

障がい特性に応じた具体的な支援計画（支援手順書等）を作成するための演習が中心になります。

6. 申込から受講料払込まで

- ① 上記の申込〆切までに別紙「受講申込書」によりお申し込みください（FAX可）。
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の修了証の写しを必ず添付してください。
※1 今年度、基礎研修も受講する方は基礎研修の**受講No.**をご記入ください。但し修了できなかった場合、受講決定は無効になります。
※2 修了証の氏名と現在の氏名が異なる場合、事業所長がその理由を申込書欄外に追記し署名捺印願います。
- ② 申込〆切後概ね2週間以内に、**受講決定通知兼受講料払込書**を送付します。
- ③ 受講決定通知兼受講料払込書に記載の払込期限内に所定の方法により**受講料 3,000円**をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。
- ④ 決定後の受講辞退はご遠慮ください。やむを得ず受講辞退をされる場合、**払込期限内**にご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

7. 修了証書の交付

- ① すべての日程を受講された方には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- ② 本研修の修了者は同時に「行動援護従業者養成研修」も修了したとみなされます。従って修了証書は2種類（携帯用含め計3枚）を交付します。
- ③ 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を交付できません。
また、研修受講態度が著しく不良の場合等注*についても修了証書の交付を行わないこともあります。予めご了承ください。

- 注* ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
 ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
 ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）
 ④研修内容を理解していないと判断される場合

8. その他

- ①昼食は 500 円程度で斡旋します。
- ②研修期間中は出席管理のため、出席簿にサインをしていただきます。
- ③会場の室温調整は個別対応できかねます。衣服等で調整できるようにご準備下さい。
- ④研修中の録音・録画は一切禁止です。
- ⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥地震・台風、感染症など、やむを得ない事情により研修会を中止する場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あて（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。研修当日実施の判断がつかない場合は、まずホームページをご確認ください。
- ⑦当日の健康状態によっては、受講をご辞退いただく場合があります。
- ⑧感染症防止のため必ずマスク着用の上受講してください。またグループワークの際フェイスシールド等の着用をして頂くこともあります。
- ⑨受講に際して配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

9. 会場アクセス

朱鷺会館

- 所在地：出雲市西新町 2 丁目 2456-4
 - JR 西出雲駅南口から徒歩 10 分
 - JR 西出雲駅の南 500m「しまね花の郷」隣
 - お車で越えの際、正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。
- ※しまね花の郷へは駐車しないでください。（夕方施錠）



10. 問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／原

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿等作成・各種資料の送付・履修状況管理・修了証発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。